

消防隊員用個人防火装備に係るガイドライン（改定版）

消防庁では、建物火災へ屋内進入する消防隊員が、より安全に消火活動を行うための個人防火装備に求められる機能及び性能を示すことを目的として、ISO規格等の基準を基礎とし「消防隊員用個人防火装備に係るガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を平成23年5月に策定しました。

今回、ISO規格の改定（防火帽の衝撃吸収性試験内容の見直し等）及び対象項目の追加（防火フード）が行われたことから、ガイドラインの見直しのあり方を検討するための検討会を行い、報告書が取りまとめられましたので公表します。また、報告書を踏まえ、ガイドラインを改定しましたので、併せて公表します。

別添資料

「消防隊員用個人防火装備に係るガイドライン」の概要

■ ガイドライン（改定版）通知及び報告書（全文）は、消防庁ホームページに掲載しています。

- ・ ガイドライン（改定版）通知

http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2903/t_index.html

- ・ 報告書（全文）

http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h28/kojinboukasoubi_guideline/index.html



（連絡先）

消防庁 消防・救急課

担当：吉村補佐、伊藤係長、港事務官

電話：03-5253-7522（直通）

FAX：03-5253-7532

消防隊員用個人防火装備に係るガイドライン（改定版）（概要）

1 趣旨

消防庁では、建物火災へ屋内進入する消防隊員が、より安全に消火活動を行うための個人防火装備に求められる機能及び性能を示すことを目的として、ISO規格等の基準を基礎とし「消防隊員用個人防火装備に係るガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を平成23年5月に策定しました。

今回、ISO規格の改定（防火帽の衝撃吸収性試験内容の見直し等）及び対象項目の追加（防火フード）が行われたことから、ガイドラインの見直しのあり方を検討するための検討会を行い、報告書が取りまとめられましたので公表します。また、報告書を踏まえ、ガイドラインを改定しましたので、併せて公表します。

2 ガイドライン(改定版)の概要

(1) 個人防火装備の主な構成

- ① 防火服は、原則として、上衣とズボンで構成されたセパレート型とする。
- ② 防火手袋は、手背側、手掌側ともに防火服と同様の耐炎性及び耐熱性能を有し、手掌側には、滑り止め措置。
- ③ 防火靴は、踏抜き防止のため、表底と中底の間に踏抜き防止板を入れる。また、つま先には先芯を設け、重量物の落下等からつま先を保護する。
- ④ 防火帽は、本体（帽体、装着体、あごひも、フェースシールド及びしころをいう）を原則として、頭部及び頸部を覆うことができるものとする。
- ⑤ 防火フードは、頭部と頸部の露出部を保護する繊維素材から構成する。

(2) 個人防火装備に求められる主な性能及び性能試験方法

- ① 性能
 - ・耐炎・耐熱性能（耐炎性、耐熱性、熱伝達性、炭化耐性等）
 - ・機械的強度性能（引張抵抗、引裂抵抗、突刺し抵抗、耐踏抜き性、耐貫通性等）
 - ・その他の性能（防水性、耐化学薬品性、快適性、静電気帯電防止性等）
- ② 性能試験方法
ISO又はJIS等に規定する試験方法に従って行うものとする。

(3) ガイドラインの活用

- ① 消防隊員は、個人防火装備の持つ機能及び性能を教育訓練等で理解した上で、十分な安全管理体制のもと、消火活動を実施する必要がある。
- ② ガイドラインは、消火活動を実施する上で安全上必要と思われる一定の性能を示すことを目的として作成しており、あらゆる火災等に対応可能な個人防火装備の性能を示しているものではないことから、各消防本部は、地域特性、消防戦術等を考慮し、ガイドラインを参考とし、個人防火装備の仕様について検討を行う必要がある。

3 主な見直し項目

(1) 防火服

①防水性能の耐吸水性試験

濡れると水を含んで重くなり、また透湿度も低下し、消防隊員の活動性に影響を与えることから、必要な性能として取り入れた。

②金属類等の腐食抵抗試験

錆等により、緊急時に防火服を脱衣できなくなることを防止するよう、防火服を構成するファスナーなど全ての金属類等の耐食性を測定することを、必要な性能として取り入れた。

③高視認性素材の耐炎性試験

防火服の視認性を向上させるための高視認性素材についても、防火服と同じ耐炎性能を必要な性能として取り入れた。

④リストレット（手首の絞り部分）の耐炎性試験

リストレットは、手首の保護及び火炎の進入を防止するために施された加工部分であり、防火服を構成する一部であることから、耐炎性能を必要な性能として取り入れた。

(2) 防火手袋

①耐炎・耐熱性能試験

現ガイドラインでは、消防隊員の活動性を重視し、手背側と手掌側の試験基準が異なっていたが、消防隊員の安全性を向上させるため、手背側と手掌側の試験基準を統一することを、必要な性能として取り入れた。

②耐水性試験

消火活動時に熱水がしみこむことによる、消防隊員の火傷を防ぐことを目的に、必要な性能として取り入れた。

(3) 防火靴

耐滑性試験

消防隊員の転倒からの負傷を防ぐことを目的に必要な性能として取り入れた。

(4) 防火帽

①衝撃吸収性試験

現ガイドラインでは、頭頂部のみの試験であったが、消防隊員の安全性を向上させるため、4箇所（前頭部、後頭部、右側頭部、左側頭部）の試験を追加した。

②保持装置（あごひも）強さ

防火帽の保持装置（あごひも）について、一定の荷重が加わった時に、防火帽から保持装置が離脱しないよう、必要な性能として取り入れた。

(5) 防火フード

頭部と頸部の露出部を保護するため、新たに対象として追加（耐炎耐熱性能等）した。